



彩の国  
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所

住所 熊谷市円光1-8-30

電話 048-521-1274/FAX048-526-1063

(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)

E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

# 家畜衛生だより

令和4年9月

## 牛ウイルス性下痢(BVD)の バルク乳検査結果について

本県ではBVDのPI(持続感染)牛早期発見のため、令和元年度から半年に一度、県内の全酪農家を対象にバルク乳を採取し、無料で検査を実施しています。

今年度第1回目は令和4年8月10日(水)に実施し、全戸陰性を確認しましたので、お知らせします。

第2回目は令和5年2月を予定しています。

今後とも、以下の対策を参考に、自農場のBVD侵入防止に努めてください。



### 発生予防対策

○導入牛(妊娠牛の場合はその産子も)は、その都度BVDの検査を行いましょう。(検査手数料 600円/頭)

※販売用子牛も検査を行い、BVDをまん延させないように努めましよう。


○BVDワクチンを接種して感染を予防しましよう。ワクチンには生と不活化がありますが、妊娠牛には必ず不活化を接種してください。

○PI牛と診断されたら埼玉県畜産会の補助事業などを活用し、速やかにとう汰しましよう。

# 日本の牛のブルセラ症及び結核 自己清浄化宣言

牛のブルセラ症は、ブルセラ属菌による流産や死産等を起こす感染症であり、牛の結核は、主にウシ型結核菌による呼吸器感染症です。いずれも牛の生産性を著しく低下させる慢性感染症であるとともに、ヒトの公衆衛生上も重要な人獣共通感染症でもあります。

1960年代までは両疾病とも多くの感染牛が確認されていましたが、家畜伝染病予防法に基づく定期検査による陽性牛の摘発ととらによって清浄化が進展しました。牛のブルセラ症及び結核は、それぞれ平成22年及び平成26年を最後に国内で新たな発生が確認されず、平成30年度からOIEの規定に基づき、3年間の清浄性確認サーベイランスを実施しました。その後、サーベイランスの結果等を取りまとめ、牛のブルセラ症及び結核の清浄化宣言をOIEに対して提出し、令和3年4月1日を開始日として、当該清浄化宣言がOIEのウェブサイトに掲載されました。

これからは 

## ●牛乳・乳製品等の輸出条件緩和

現在EU向けの輸出においては、原料乳の生産農場に対するブルセラ症及び結核の全頭検査が必要となっています。今後、全頭検査が不要となるよう、輸出条件の緩和について協議を行う予定です。

## ●輸入牛と種畜に対する検査

令和3年度より上記の牛に対してブルセラ症及び結核のサーベイランスを実施しています。海外等からの新たな侵入を早期に摘発し、国内牛群の清浄性を維持します。